

宇都宮市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「児福法」という。）第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を定めるものとする。

(基準日及び実施期間)

第2条 実施要綱の基準日は、毎年4月1日とし、実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(対象サービス等の種類)

第3条 情報の公表を行う障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(報告の対象となる事業者)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の2の規定により，災害その他市長に対し障害福祉サービス等情報の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き，基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

（報告の方法）

第5条 事業者は，独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を通じて市長に報告することとする。

2 報告は年1回とする。

（報告の内容）

第6条 報告の内容は，基準日より前に，指定障害福祉サービス等を提供している事業者については，障害者総合支援法施行規則第65条の9の8別表第一及び別表第二並びに同規則第65条の9の8第三項又は児福則第36条の30の4別表第二及び別表第三並びに同規則第三項に掲げる項目とする。

2 基準日以降，新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者については，障害者総合支援法施行規則第65条の9の8別表第一又は児福則第36条の30の4別表第二に掲げる項目とする。この場合において，障害者総合支援法施行規則第65条の9の10の都道府県知事が必要と認める事項は，日中サービス支援型指定共同生活援助の事業者にあつては，宇都宮市障がい者自立支援協議会等への報告状況及び同協議会等による評価状況等とする。

（報告の開始）

第7条 報告の開始日は，基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については，報告を求める年度の5月1日とする。また，基準日以降，新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については，指定を受けた日とする。

(報告の期限)

第8条 報告の期限は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告年度の7月31日とする。

2 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日から1か月以内とする。

3 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児福則第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3か月以内に行うものとする。

(公表の時期)

第9条 障害福祉サービス等情報(障害福祉サービス等事業者経営情報を除く)の公表の実施時期は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内とする。基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内とする。

2 障害福祉サービス等事業者経営情報については、毎年度公表する。

(情報の更新)

第10条 事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更があった時はその都度市長に報告する。

(調査の実施)

第11条 市長は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項の規定に基づき調査を実施する。

(是正命令を受けた事業者に係る情報の扱い)

第12条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うこととする。

(情報の公表)

第13条 市長は、実施要綱に基づき事業者が提供する指定障害福祉サービス

等の種類及び事業所ごとの基本情報及び運営情報並びに経営情報を公表する。
また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(苦情等の対応)

第14条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は次のとおりとする。

障害福祉サービス等（第3条関係）	苦情等に対応する窓口
・指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） ・指定地域相談支援 ・指定計画相談支援 ・指定障害児相談支援	宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課 法人・施設グループ
・指定通所支援（共生型通所支援を含む。）	宇都宮市子ども部子ども政策課 法人・児童福祉施設グループ

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。ただし、改訂後の規定は、令和7年8月29日から適用する。

(障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限の経過措置)

2 第8条第3項の規定は、令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。